

改正

令和4年11月21日要綱第159号

令和6年5月17日要綱第168号

江戸川区未成年後見人支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）が、家庭裁判所に対して選任の請求をした未成年後見人に対し、その報酬等の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童の日常生活の支援及び福祉の向上に資することを目的とする。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童相談所長が必要と認め、家庭裁判所より選任された報酬の付与が認められた者に対して、報酬額の全部又は一部を助成すること（以下「報酬助成事業」という。）。
- (2) 児童相談所長が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償等の保険料（公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営する未成年後見人補償制度による保険料に限る。）を助成すること（以下「保険料助成事業」という。）。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(対象者)

第3条 報酬助成事業及び保険料助成事業（以下「未成年後見人支援事業」という。）の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の8の規定に基づき、児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い未成年後見人として選任された者（児童相談所長が選任の請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る者に限る。）で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 被後見人は、措置又は一時保護を行っている等児童相談所が関与している児童であること。
- (2) 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円未満であること。

(3) 未成年後見人が、被後見人の民法（明治29年法律第89号）第725条の規定による親族以外の者であること。ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置され、又は委託されている児童に係る者であって、当該児童が入所している施設の法人及び法人職員又は委託されている里親は対象としない。

2 前項に規定する児童相談所長が選任の請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、次に掲げる全ての要件を満たす児童とする。

(1) 児童相談所が把握している児童であること。

(2) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。

(3) 親族が監護及び養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童であること。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(助成対象期間等)

第4条 未成年後見人支援事業の対象期間は、被後見人が成年に到達する日の前日までとする。

2 児童相談所長は、1年に1回以上、未成年後見人及び被後見人の状況を確認するものとする。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(報酬助成事業の申請等)

第5条 報酬助成事業の申請者は、第3条に規定する要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、民法第862条に基づき当該家庭裁判所から報酬の付与が認められ、その額が決定されたものとする。

2 未成年後見人は、家庭裁判所に報酬付与の請求を行う際には、当該年度分に係る活動実績について、同年度内に当該請求を行うものとする。

3 法第33条の8の規定に基づき、家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供する等、報酬請求手続の勧奨等を行うものとする。

4 第1項に掲げる要件を満たす未成年後見人が当該報酬助成事業により報酬を受けようとするときは、第2項による報酬付与の決定を受けた年度内に、次に掲げる書類を添えて児童相談所長に申請するものとする。

(1) 未成年後見人支援事業（報酬助成事業）申請書

(2) 未成年後見人支援事業資産状況届出書

- (3) 未定年後見人支援事業資産状況等調査等同意書
- (4) 報酬付与審判書の写し
- (5) 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し
- (6) その他児童相談所長が必要と認める書類

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(報酬助成額)

第6条 報酬助成額は、家庭裁判所が未成年後見人の請求を受け、決定した報酬額に対して、被後見人一人当たり年額240,000円（月額上限20,000円）の範囲内とする。ただし、一人の未成年後見人が複数の被後見人を後見する場合は、被後見人一人当たり年額240,000円（月額上限20,000円）の範囲内とし、一人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人一人当たり年額240,000円（月額上限20,000円）の範囲内とする。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(報酬助成の決定)

第7条 第5条の規定により申請を受けた児童相談所長は、その内容を審査の上、報酬助成の可否を決定するとともに、未成年後見人支援事業（報酬助成事業）（決定・却下）通知書により未成年後見人に通知するものとする。

(報酬助成金の支払)

第8条 児童相談所長は、前条の規定により報酬助成額を決定したときは、当該決定を行った月の翌月中に報酬助成金を未成年後見人に対して支払うものとする。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(損害賠償保険等への加入申請)

第9条 法第33条の8の規定に基づき、児童相談所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたとき、又は児童相談所長以外の者が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、児童相談所長は速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を日本社会福祉会に行うものとする。

2 児童相談所長は、当該加入申請に際しては、あらかじめその内容を被保険者となる未成年後見人等へ説明し、未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書により同意を得るものとする。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(保険料助成額)

第10条 保険料の助成額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、年度の途中で損害保険へ加入した場合の助成額は、日本社会福祉士会が別に定める額とする。

(1) 未成年後見人の賠償責任保険 被後見人一人当たり年額5,210円。ただし、一人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合の賠償責任保険は、被後見人一人当たり年額5,210円とし、一人の被後見人を複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人一人当たり年額5,210円とする。

(2) 被後見人の傷害保険 一人当たり年額7,680円

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(保険料助成金の支払)

第11条 前条の規定により加入申請を行った損害賠償保険に係る保険料は、日本社会福祉士会からの請求を受け支払うものとする。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(事故等の発生報告)

第12条 保険料助成事業を受けている未成年後見人及び被後見人は、生じた損害に対し保険金の支払を求める場合には、事故発生報告書を作成し児童相談所長に提出しなければならない。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(保険料助成の継続)

第13条 児童相談所長は、未成年後見人及び被後見人が保険料助成事業を翌年度も継続して受ける必要があると認める場合は、日本社会福祉士会の定める期限までに日本社会福祉士会に対し、保険加入申請を行うものとする。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(未成年後見人の報告義務)

第14条 未成年後見人支援事業の助成を受ける未成年後見人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書に未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書を添付し、児童相談所長に提出しなければならない。

(1) 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。

(2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。

(3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。

(4) 被後見人が結婚したとき。

(5) 被後見人が死亡したとき。

(6) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(7) 助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(未成年後見人支援事業の取消し)

第15条 児童相談所長は、被後見人が第3条第1項第1号に該当する児童でなくなったときは、速やかに未成年後見人支援事業取消通知書により未成年後見人に通知しなければならない。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(未成年後見人支援事業の終了)

第16条 第14条の届出による事由が同条第1号から第5号までの規定による場合又は前条の規定による取消しをした場合の報酬助成金の支払は、その事実が発生した日を含む月までとし、以降の支払を行わないものとする。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(譲渡等の禁止)

第17条 未成年後見人支援事業を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第18条 児童相談所長は、未成年後見人支援事業における助成の支給後、未成年後見人又は被後見人の状況が第14条第1号から第5号までの規定のいずれかに該当していることを確認した場合は、未成年後見人支援事業の決定の全部又は一部を未成年後見人支援事業取消通知書により取り消すとともに、未成年後見人支援事業における助成金を受給した者に対して、支給済みの未成年後見人支援事業助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項に該当する場合においては、児童相談所長は当該損害賠償保険加入について、これを解除することができる。

一部改正〔令和4年要綱159号・6年168号〕

(様式)

第19条 この要綱の施行に必要な様式は、児童相談所長が別に定める。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は児童相談所長が別に定める。

一部改正〔令和6年要綱168号〕

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年11月21日要綱第159号）

この要綱は、令和4年11月21日に施行し、同年4月1日に適用する。

付 則（令和6年5月17日要綱第168号）

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。